

港区介護保険条例の一部を改正する条例

本案は、「介護保険法施行令」の一部改正に伴い、令和 8 年度における第 1 号被保険者の保険料率の算定等に係る特例を定めるものです。

【法令改正の背景】

令和 7 年度税制改正において、物価上昇における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除について最低保障額を 5 5 万円から 6 5 万円に引き上げる見直しが行われました。これにより、運営主体である各自治体では、一部の介護保険被保険者において合計所得金額に応じた所得段階の移動が生じることで、第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度から令和 8 年度まで）における保険料収入が減少する可能性があります。

国は、保険料収入の減少を可能な限り防ぐ観点から、所得段階の移動が生じる可能性のある第 1 号被保険者について、引き続き令和 7 年度と同様の保険料率となるよう、令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定める介護保険法施行令の改正を行いました。

【条例改正の内容】

- ①給与等の収入金額が 5 5 万円以上 1 9 0 万円未満である第 1 号被保険者の合計所得金額について、令和 8 年度に限り、算定した合計所得金額に給与所得控除の引上げによる変更額を加算した額を用いることとします。
- ②第 1 号被保険者及びその世帯員において、給与所得控除額の引上げにより特別区民税が非課税となる者については、引き続き特別区民税が課税されているものとみなして、令和 8 年度の保険料率の算定を行うこととします。

【施行期日】

令和 8 年 4 月 1 日